

平成 21 年 5 月 17 日現在

研究種目： 基盤研究（C）

研究期間：2007～2008

課題番号： 19530082

研究課題名（和文） 子の福祉の確保のための諸力の連携について
日独の比較に基づく提言

研究課題名（英文）

Cooperation among Family Court, Child Welfare Office and Professions
- Comparison between Japan and Germany -

研究代表者

岩志 和一郎（IWASHI, Waichiro）

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：70193737

研究成果の概要：

児童虐待や親の責任の懈怠など、現代親権法がかかえる課題は、単に民法の中の親権の規定を充実させさえすれば十分に図られるというわけではない。それらの諸問題を有効に解決するためには、子の利益あるいは権利の保護を現実化するための手続や児童福祉行政の整備、そして何よりもそれら諸機関を効率よく機能させるための調整機関の存在が不可欠である。本研究では、ドイツのミュンヘン市の連携システムの調査を通して、連携システムの中には、諸種のサービスを通じて子およびその家族と近いところに立ちうる児童福祉当局を置き、必要に応じて司法作用を喚起できるという態勢が有用であることが確認できた。

ミュンヘン市の調査では、児童福祉当局である少年局と家庭裁判所が、手続の開始や終了、意見聴取や職権調査、支援契約の策定、父母間の合意形成援助などについて、協定書を作成し、それに基づいて緊密な協力体制を敷いているほか、裁判所の仮命令を活用した、子の福祉の危険に対する迅速な対応の体制も整備されていた。いわゆる縦割り型の職務ではなかなか迅速かつ十分な対応ができかねるところ、多くの専門職との連携も交えて、異職種横断的で一体的な対応が重要であることを再認識することができた。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2008 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野： 社会科学

科研費の分科・細目： 法学 民事法学

キーワード： 民法 親権法 子の権利 親の責任 児童虐待 児童福祉

1. 研究開始当初の背景

近時、児童虐待の問題が取り上げられるたびに、子の利益を確保するためには、親権の

制限をもっと活用することが必要ではないかという議論がなされるようになってきた。しかし、その一方で、親権の制限することだ

けで子の利益は確保できるのか。むしろ親や家族の教育や支援を通じて、子を親から引き離さないまま、親にその責任を果たさせるということが必要ではないか、という考えもある。ドイツは1979年の親権法改正以来、後者のような考え方を基礎において法制を整備してきており、ともすれば親権制限の方向に傾きがちなのが国の議論に冷静さを与える参考例として取り上げる価値があると考えた。

2. 研究の目的

上記のように、ドイツでは、1979年に民法典の親権法規定が全面改正となり、以来、子の福祉を確保するために、諸種の立法、行政サービスの整備が行われてきた。とくに親の権限の濫用や、親責任の懈怠に対しては、支配権的な親権理解を一変させ、親権制度を自立する子への支援の制度と組みかえる作業が続いてきた。研究代表者らは、本研究に先行する科学研究費研究の中で、親権理解の転換を側面から支える、ドイツの児童福祉の基本法である少年援助法の全訳を行った。同法の中には、児童福祉サービスの充実のみならず、司法と少年福祉当局、さらに諸種の専門力の連携の充実が盛り込まれるなど、多彩な援助システムが規定されている。本研究は、従来の文献研究に加えて、少年援助の実態を検証し、親権法の改正に向けたわが国の議論に対する示唆を得ることを目的とした。

3. 研究の方法

法制度の整備に伴って、独自に子の福祉の確保を目的とした司法と児童福祉、また諸専門の力を連携させるシステムを形成してきたミュンヘン市において関係諸機関、少年援助の担体に対する聞き取り調査を行うという方法をとった。

調査先は以下のとおりである。

- ・ミュンヘン市少年局
- ・ミュンヘン市区裁判所（家庭裁判所）
- ・ミュンヘン市手続保護人協会
- ・交流介助人
- ・ミュンヘン大学（ミヒャエル・ケースター教授）

また、ミュンヘンと対照させるという意味で、ハンブルグ市における調査を行った。この調査では、児童保護の担体であるシュテルニウニを訪問し、とくにいわゆる「赤ちゃんポスト」の問題について聞き取り調査を行った。

その他、ドイツでは現在でも親権法改正が進行中であることにかんがみ、研究期間全般を通じて、司法と行政の連携のもとになる法制度に関する文献研究を行った。

4. 研究成果

(1) すでに出版公表されている成果

研究代表者岩志は、2007年11月に開催された「家族＜社会と法＞」学会のシンポジウム「親権法のあるべき姿を求めて」について、企画担当理事として係り、同学会において使用する資料として、民商法雑誌に「ドイツの親権法」という論稿を公表した。

研究代表者岩志は、子の身上に関する手続のための代弁人について、2009年2月に法律時報に論文として公表した（5参照）。この論文は、現在の手続保護人制度の内容、さらに2009年9月から改正法によって導入される手続補佐人の制度の内容について論じるとともに、ミュンヘンの手続保護人協会への聞き取り調査によって得られた知見、とくに協会と裁判所の関係、協会と少年局の関係、さらに協会と職業的手続保護人の関係に関する知見を紹介した。

連携研究者高橋は、論文「ドイツの婚外子の父の交流権」を帝京法学25巻1号に掲載した。その中で、生物学上の父と子との間の法的父子関係の主張の問題を論じ、その一環として、面会交流につき、連邦憲法裁判所の判決を分析して掲載した。

連携研究者高橋は、帝京法学26巻1号に、ハンブルグの匿名出産と赤ちゃんポストに関する論稿を発表した。この論稿は、ハンブルグ調査で訪問した児童保護の担体シュテルニパークでの聞き取り調査に加え、同担体が公表した最近時の報告書の内容を取り入れて報告、紹介したものである。

(2) 近時公表予定の成果

すでに取りまとめは終えているが、未発表の成果は次のとおりである。これらについては、近時、執筆に当たった研究者の関係箇所の紀要に逐次掲載していく予定であるが、未発表であるので、以下、若干詳細に報告する。

研究代表者岩志は、「ミュンヘン市における子の福祉の確保のための諸力の連携のシステム ミュンヘン協定に沿って」を取りまとめた。この論稿は、ミュンヘン市の少年局が中心となって構築した司法、児童福祉、専門職の間の連携に関する協定に沿って、ドイツにおける子の福祉の確保のシステムを紹介し、論評したものである。ミュンヘン市には、家庭裁判所の手続に関する裁判所と少年局の間の協定、少年局と実際に少年援助の給付にあたる担体との間の協定、さらに少年局の行動基準の取決めが存在するが、今回のミュンヘン調査では、これらの相互的關係、運用の詳細について多大の知見をえることができた。予定される論稿では、家庭裁判所と少年援助の連携に記述の中心が置かれたが、その概要は以下のとおりである。

裁判所と少年局の連携は、それぞれの任務およびその相互的な協力関係を踏まえ、通常の手続と特別な手続の二本立てとなっている

A. 通常の場合の協力関係

- 1) 市少年局は、F G G 49 条 a の諸場合においては、書面により、S G B 50 条 2 項の少年局の協力の依頼をうける。家庭裁判所は、その要請に、申立書の謄本またはコピーを添付する。
- 2) 家庭裁判所は当事者に対し、市少年局が F G G 49 条 a、S G B 50 条に従い、手続きにおいて協力するという事について情報を与える。さらに、その通知状の中で、家庭裁判所は当事者に対し、S G B 17 条の相談が可能であることを指示する。
- 3) 管轄の社会福祉担当者は、申立書を受領後、親に書面を送り、面談の日時の提案をする。
- 4) 市少年局は原則として書面で報告を行う。報告書は、配慮権の取決めにおいては、交流の取決めにまで立ち入ることを原則とする。子の利益のために必要である場合には、個別のケースごとに取決めがなされる。
- 5) 家庭裁判所は社会福祉担当者の提案（例えば、手続保護人の選任や、鑑定人の選任など）を吟味し、裁判所の判断に関して情報を与える。家庭裁判所は、別の手続においてであっても、新たな観点が言及されている限りにおいて、社会福祉担当者に対して弁護士の書面を伝える。
- 6) 社会教育担当者は、いかなるケースにおいても、適時に口頭の意見聴取のための期日の通知を受ける。家庭裁判所が社会福祉担当者の出席を重視するときは、家庭裁判所はとくにその旨を指示する。原則として、社会福祉担当者は、口頭弁論における審議に参加する。別段の妨げがあるときは、家庭裁判所は通知を受ける。
- 7) 付添付きの交流を命ずるときは、その前に家庭裁判所は少年局の意見を聴取する。
- 8) 家庭裁判所の決定および鑑定人意見は、直ちに市少年局に通知される。

B. 特殊な事情の中での協力関係

- 1) 当事者が社会福祉担当者との接触をしないとき、あるいは拒否するときは、家庭裁判所はその旨を通知される。その場合、家庭裁判所は、どのようにして市少年局の協力を確保するか判断する。
- 2) 合意による配慮および交流の取決めの場合には、社会福祉担当者は親と協議のうえ親の合意を家庭裁判所に通知する。合意が子の福祉に反するときは、家庭裁判所はその旨を通知される。

3) 相談が受け入れられなかった場合であると、わずかな合意しか得られなかった場合であるとを問わず、争いの残る手続においては、社会福祉担当者は争点を包み隠さずに説明する。とくに親の考えの相違を家庭裁判所に説明し、親の責任の達成に関する合意による解決のための、父母それぞれの障害がどこにあるのかを説明する。

その他、報告書の中には、親と協議のうえ、提供される給付、子の成長のための教育的ならびに社会的な視点からの見解、これまでの親の行動を基礎にした予測、他の支援の可能性の指摘などが含まれる。

社会福祉担当者は、子の福祉が影響を受けるとき（例えば、交流の拒絶、子やパートナーに対する暴力、子の利益をもはや適切に考慮しているとは思われないような親の間の争いの激しさ、親の一方の無関心等）には、家庭裁判所に対して、取決めを提案を行う。

付き添いつきの交流の場合には、社会福祉担当者は、常に家庭裁判所に提案を行い、また転換の準備を調える。

4) 口頭弁論なしで緊急の処置がなされる場合には、市少年局の意見聴取が追完される。口頭弁論が急遽必要となる場合には、家庭裁判所は社会福祉担当者に期日を通知する。報告がないまま必要な当面の決定をなさざるをえない限りにおいて、家庭裁判所は親に社会福祉担当者と協力して継続性を持った解決を得よう指示する。

このような二本立ての手続きを取り決めることで、子の利益保護に関する慎重な判断の要請と、緊急対応の要請との調整が図られている。また連携のキーを務めるのが、裁判外で、少年援助の問題としてすでに対応をしてきている少年局であり、その結果、事案に沿った、子の保護の度合いを考慮した適切な処理のあり方を選ぶことができる。ドイツの理念は、親との隔絶ではなく、支援によって子の利益を図るところである。2009 年 9 月からは家庭裁判所の手続きについて、新しい手続法が施行されるが、その傾向は一層強まる。その点についても、本稿では、一部先取りの形で論じられている。

連携研究者高橋は、「ドイツの交流権行使と支援制度」という論稿を取りまとめた。

その中では、BGB（民法典）の交流権規定が、かつての親の自然権という理解から、子どもの権利へとそのパラダイムを転換して来たことに伴う交流支援の法的枠組みが取り扱われている。すなわち、第一に、履行確保の問題として交流に強制力を付与すべきかが検討され、次いで、少年援助給付としての交流支援、裁判所命令による交流支援家庭裁判所の交流権手続と少年援助の相談サー

ビス提供という、交流支援の法的枠組みが紹介される。その上で、子のための交流の実現のシステムとして、交流強制と交流保護制度（Umgangpflegeschaft）民間少年援助団体による交流支援、諸機関の協力と連携の問題が論じられている。

(3) 以上、すでに発表されたもの、未発表のもの概要を提示したが、今回の科学研究費による研究では、ドイツにおける、司法と行政、さらに民間団体との緊密で、効率の良い連携のシステムを確認することができた。

これらドイツのシステムの根底にあるのは、子が「権利者」あるいは「主体」であるという一貫した考え方である。その基本的な考え方の上に、自らの意思で請求することが可能ならばもちろん、そうでなくても権利実現が可能なシステムを作り上げるとというのがドイツの姿勢である。

彼我の法律状態が異なる中で、直ちにドイツのシステムをスライドさせることができるわけではないが、子の利益保護、子の権利保護という理念はすべての社会にとって共通であるはずであり、その解決に有用な事項に相違があるわけではない。ドイツのシステムの研究は、十分にわが国の問題解決のために参考になり得る。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

1. 岩志和一郎「ドイツにおける『子どもの代弁人』 手続補佐人の新たな規定」法律時報 81 卷 2 号pp46 - 53 (2009) 査読無し

2. 岩志和一郎、「ドイツの親権法」民商法雑誌 136 卷 4・5 号pp497-530(2007) 査読無し

3. 高橋由紀子、「ハンブルクの『捨て子の赤ちゃんプロジェクト』の援助を利用した女性たち 匿名出産とベビー・クラッペン(赤ちゃんポスト)」帝京法学 26 卷 1 号pp77 - 125 (2009) 査読無し

4. 高橋由紀子、「ドイツの婚外子の父の交流権」帝京法学 25 卷 1 号 (2007) 査読無し

〔学会発表〕(計1件)

1. 企画・岩志和一郎、「親権法のあるべき姿を求めて」家族 社会と法 (2008)

〔図書〕(計2件)

1. 岩志和一郎、「ドイツの家族法」新家族法実務大系 1 (親族 1) 新日本法規出版 pp101-121 (2007)

2. 岩志和一郎、「児童の権利条約と親子法」新家族法実務大系 2 (親族 2) 新日本法規出版 pp3-21(2007)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩志 和一郎 (IWASHI WAICHIRO)
早稲田大学・法学大学院・教授
研究者番号：70193737

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

鈴木 博人 (SUZUKI HIROHITO)
中央大学・法学部・教授
研究者番号：90235995

高橋 由紀子 (TAKAHASHI YUKIKO)
帝京大学・法学部・教授
研究者番号：30248918